

# 四季が丘中学校 「いじめ防止」基本方針

平成 29 年 4 月

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要がある、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、文部科学省が作成した「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないように、次に示す四つの視点で、いじめ防止対策に取り組む。

#### (1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」生徒を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める必要がある。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、児童生徒が相談したいという信頼関係を築いていく必要がある。

また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加えて、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応することが必要である。

#### (3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

#### (4) 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが児童生徒を見守るサポート体制を構築することが重要である。

## 4 具体的な取組

### (1) いじめの未然防止

#### □生徒たちや学級の様子を知る□

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが必要です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要です。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

#### □互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり□

生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受けます。生徒達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化します。

#### □命や人権を尊重し豊かな心を育てる□

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させる。

#### □情報モラル教育を実施する□

インターネット等を通じて行われるいじめの未然防止に努めるため、全生徒への情報モラル教育を1学期中に実施する。携帯電話の契約、使用マナー、フィルタリングの必要性等、生徒がトラブルに巻き込まれないために、学級活動、及び夏季休業前の全校集会等で繰り返し指導する。また、学校教育説明会において、保護者啓発も行う。

さらに、3年生の2学期、技術分野において、CD等の作品作りを通して、著作権等の情報モラルについて学習する「マルチメディアを活用した情報教育」を行う。

## (2) いじめの早期発見

□日々の観察□ ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配ります。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。

## (3) いじめアンケートの実施

教育相談週間に合わせて、いじめアンケートを実施する。それをもとに、教育相談を行うこととします。1学期については、保護者アンケートも同時に実施します。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

## (4) 教育相談

学期に1回教育相談週間をもうけ、生徒一人ひとりと向かい合う時間をつくります。各学期の期末テスト(学年末テスト)週間を教育相談週間と位置づけ、生徒一人ひとりと向き合う時間の設定をします。

## (5) 相談しやすい環境を作るために

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

□心身の安全を保証する□

・本人からの訴えがあったとき

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

・周りの生徒から訴えがあったとき

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないうことを伝え、安心感を与えます。

□保護者の方からの訴えがあったとき

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信

頼関係を築くことが大切です。

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。

生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

## 5 いじめ発見からの対応

### I 小さなサインを発見

- ① いじめの疑いがある場合は、本人，保護者，周囲の生徒等から情報を収集する。  
その内容を生徒指導主事に報告し，いじめの疑いがあれば管理職に報告する。
- ② 全教職員に報告し，共通理解を図る。

### II いじめ防止対策推進委員会

- ① 状況を把握し，校長が対応方針を決定する。
- ② 管理職が教育委員会へ報告し，生徒指導主事は指導記録を作成する。

### III 初期対応

#### (1) 緊急職員会議

- ① 全教職員へ状況及び対応方針を説明し，周知徹底を図る。

#### (2) 関係生徒への指導（複数で対応する）

- ① 被害生徒の立場に立って，事実関係を把握する。
- ② 加害生徒からの聞き取りを行う。
- ③ 周囲の生徒，傍観者からの聞き取りを行う。
- ④ 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に事実を伝える。  
(謝罪については慎重に対応する必要がある)
- ⑤ 方策及び指導方針を検討する。

#### (3) 地域・関係諸機関との連携を図る。

#### (4) P T A役員との連携を図る。

(5) 管理職が教育委員会に報告をするとともに，生徒指導主事は報告書を作成する。

#### IV 問題解決への対応

- (1) 保護者同士も含めて、指導を行い、反省・謝罪の会を開く。
- (2) 物品・金品等の弁済が必要な場合は、保護者の了解を得て行う。
- (3) 被害者の立場を考慮して、報復行為への指導を行う。

#### V 事後対応

- (1) 再発防止に向け、加害生徒及び被害生徒の状況を把握する。
- (2) 学級や部活において、いじめを許さない集団づくりを行う。
- (3) いじめ防止対策委員会で方策を協議し、全教職員で共通理解を図る。
- (4) 教育委員会に報告書を提出する。

##### 《いじめをした生徒への指導》

- ・ いじめは「人間として絶対に許されない行為」であることを理解させ、いじめをやめさせる。
- ・ いじめの事実について、いじめを行った生徒に確認をし、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめを行った生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた生徒が安心できるように配慮し、指導していくことを、いじめをした生徒に理解させる。

##### 《いじめを受けた生徒へのケア》

- ・ いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、いじめられた生徒の不安を軽減することに努める。
- ・ いじめを受けた生徒に、「あなたが悪いからではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を保つことができるように配慮する。
- ・ いじめ防止対策推進委員会で協議し、組織的な指導体制をつくり、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支えることができるようにする。
- ・ 場合に応じて、スクールカウンセラーや専門諸機関との連携を取り、心に受けた傷を癒していくことができるように、配慮する。
- ・ いじめを受けた生徒、保護者が納得行く形で、いじめた生徒といじめた生徒の保護者からの謝罪の場を設定し、謝罪を受け入れてもらうまで指導する。

##### 《いじめをした生徒の保護者との連携》

- ・ いじめの事実について、いじめを行った生徒の保護者と情報を共有し、家庭と連携して指導が進められるように、いじめを行った生徒の保護者に継続して助言を行うなど、協力体制を築いていく。

#### 《いじめを受けた生徒の保護者との連携》

- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者から不安に思っている事柄を丁寧に聴き取り、具体的な対処方法を伝えるなど、保護者の不安が軽減されるように誠実に応えていく。

#### 《いじめの再発防止のための指導》

- ・ いじめは、身体も心も傷つく。身体の傷は治っても、心の傷は治らない。ということを確認させ、いじめがいかにかに人として許されない行為であるかを指導する。
- ・ いじめを受けていると感じた場合の対処方法について指導する。（止めてほしいことを相手に伝える、その場から逃げる、誰かに話す・相談する、生活ノートなどに書き留める、電話相談をしてみるなど、できる行動をしてみること。）
- ・ いじめではないかと思うことを見聞きした場合、傍観者も加害者であるという認識から、とるべき行動（止めさせる、誰かに知らせる・相談する）を起こすこと。決して見て見ぬ振りや笑って同調するべきではないことを指導する。

## 6 いじめ防止対策委員会設置要項

（目的及び設置）

第1条 いじめの防止及び早期発見・解決は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、生徒の小さなサインを見逃さない生徒理解のもと、授業規律の確立を行い、生徒が安心して、充実した生活が送れるようにしていくものである。そのために、四季が丘中学校いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの防止及び早期発見・解決を行うものとする。

（所掌事務）

第2条 いじめ防止対策委員会の役割は、次の事項とする。

- （1） 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について統括する。
- （2） 生徒指導部の作成した年間指導計画について検証し、必要があれば修正する。
- （3） いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- （4） いじめの疑いに関する情報や児童生徒のいじめに関する問題行動等に係る情報を

生徒指導部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。

- (5) いじめの疑いに関する情報があったときには、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部に関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。
- (6) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってチームを編成する。
- (7) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (8) その他、いじめの防止対策に係る組織的な取組を行う。

(組織)

第3条 いじめ防止対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を充てる。

(1) 教務主任 (2) 生徒指導主事 (3) 道徳教育推進主任

(4) 委員長が必要と認める関係者(養護教諭、スクールカウンセラー等)

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 いじめ防止対策委員会は、原則月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるとき、会を開催する事ができる。

2 委員長が必要と認めた時は、いじめ防止対策委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 いじめ防止対策委員会の庶務は、生徒指導主事が行う。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年4月一部改正